

. 要支援及び要介護認定に係る訪問調査

1. 介護認定の流れの理解と適切な説明

63

介護認定の流れについて理解し、利用者に適切に説明していますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 新規申請, 更新申請, 区分変更申込の仕組みと手続き, 認定結果に対する不服申立の手続き等について, 具体的に説明することができなければなりません。 また, 介護支援専門員が訪問調査をする場合は, 身分の位置付けについても説明する必要があります。	

2. 利用者の自宅への訪問

64

訪問調査は本人及びその家族の都合を考慮して訪問日を決定し、原則として、利用者の自宅で行っていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 訪問調査は、原則として利用者の自宅に訪問して行う必要がありますが、入院中等の場合は保険者に確認し、そして、入院先の病院等や本人及び家族と連絡調整し、入院先等で実施する必要があります。	

3. 家族や主治医, 各居宅サービス提供機関との連携

65

利用者の状態は, 本人や家族だけでなく, 必要に応じて主治医や各居宅サービス提供機関等関係機関にも確認するなどして行っていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性和実現可能性の検討に着手 e 当面, 改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	

4. 認定有効期間の管理と申請代行手続きの実施

66

利用者の認定有効期間が途切れることがないように適切に期間の管理を行うとともに, 必要に応じて申請代行の手続きを行っていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性和実現可能性の検討に着手 e 当面, 改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	

5. 不正行為の予防

67

介護支援専門員が要介護認定調査をするときは、事業所として不正行為をしないよう対策を講じていますか。

達成度の評価	改善に向けての取組み状況
実施できている	a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない
実施できているが不十分 →	
実施できていない →	
(具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等)	
注釈) 不正をした場合は公務員としてみなされ、罰則が適用されます。このようなことがないよう事業所としては日頃から公正な調査の実施を周知徹底する必要があります。	